

2020 年度冬期の電力需給ひっ迫・市場価格高騰に係る検証中間取りまとめ(案)
及び一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則の一部を改正する省令案等の
概要に対する意見

[氏名]	公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・ 相談員協会 環境委員会 委員長 村上千里
[住所]	〒150-0002 東京都渋谷区渋谷 1-17-14 全国婦人会館 2F
[電話番号]	03-6434-1125
[FAX番号]	03-6434-1161
[電子メールアドレス]	nacs-jimukyoku@nacs.or.jp
[御意見]	<p>・該当箇所 1</p> <p>IV.今後の対策 (2) 警戒時・緊急時の対策 ⑥一般送配電事業者のインバランス収支の扱いについて (p77)</p> <p>・意見内容 1 今回の市場高騰によって一般送配電事業者に生じたインバランス料金の収支余剰について記載している p77 の 9 行目は、過去の赤字と相殺した累積金額ではなく、今冬の市場高騰によって生じた黒字額を記載してください。</p> <p>・理由 1 本取りまとめは今冬の市場高騰に関するものであり、その影響としてのインバランス料金収支の記載として、過去の赤字が相殺された金額のみを記載することは、不適切と考えます。別冊の電力・ガス取引監視等委員会の報告 p40 には「現時点(2020 年 4 月)における推計としては、10 社計約 1,300 億円～1,400 億円の黒字となる見込みであるが、既に会社更生法の開始決定を受けた小売事業者もあるなど今後貸倒損が発生する可能性(約 200 億円)を勘案すると、1,100 億～1,200 億円規模の黒字となる見込みである。」と記載されており、その金額を記載すべきです。</p> <p>意見内容 2 市場高騰によって生じた黒字額の還元措置については、今回、想定外に過度のインバランス料金を支払った小売り電気事業者に還元すべきと考えます。</p>

理由 2

一般送配電事業者に生じた収支余剰の返還方法については、インバランス料金の異常な高騰が売り札切れの長期化に伴う異常な市場高騰とその長期化という不可抗力の事象によるものであることに鑑み、想定できないレベルの高額な負担を負った事業者に還元すべきであり、高騰の影響を受けていない事業者にまで還元するのはかえって不公平と考えます。損失が大きくなかった事業者は還元された金額を電気料金の値下げ原資にできますが、損失が大きかった事業者は、損失の補填すらしきれず、かえって自由競争をゆがめることになると考えます。

高額なインバランス料金を負担した小売り事業者にのみ還元することは、高値で市場調達した事業者との間で不公平にならないかという意見に対しては、返還対象をスポット約定価格よりも高いインバランス料金のみとすることで、不公平を回避できると考えます。

・ 該当箇所 2

IV. 今後の対策

(3) 構造的課題への対策

④ 信頼される市場環境の整備 (P87)

a) 旧一般電気事業者の内外無差別の卸売りの実効性確保

・ 意見内容 3

内外無差別の卸売りの実効性を確保するためには、発販分離など構造的な措置も視野に入れて検討を進めることを記載してください。

・ 理由 3

信頼される市場環境の整備において、旧一般電気事業者の内外無差別の卸売りの実効性を確保することは非常に重要であると考えます。とりまとめには、「社内・グループ内取引の透明性確保するためのあらゆる課題について総合的に検討していく」とありますが、内閣府の「再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスクフォース」においては「大手電力会社の発販分離といった構造的な措置を検討すべき」との指摘がされており、検討の範囲に入れるべきと考えます。